

## 新潟市介護保険住宅改修費受領委任払い実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法第123号。以下「法」という。）第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費又は第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費（以下「居宅介護住宅改修費等」という。）の支給について、法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「居宅要介護被保険者等」という。）の一時的な費用負担の軽減を図るための居宅介護住宅改修費等受領委任払いについて必要な事項を定めるものとする。

### (受領委任払い)

第2条 受領委任払いとは、居宅要介護被保険者等が、法第45条第1項又は法第57条第1項に規定する住宅改修（以下「住宅改修」という。）を行った場合において、住宅改修を行った事業者（以下「改修事業者」という。）に居宅介護住宅改修費等の受領の権限を委任することをいう。

### (受領委任払いをしない場合)

第3条 市長は、居宅要介護被保険者等が、被保険者証に法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載を受けている場合又は法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載を受けている場合については、受領委任払いを行わないものとする。

### (誓約書)

第4条 受領委任払いを希望する住宅改修を行う事業者は、住宅改修の着工前に別に定める誓約書を市に提出しなければならない。

2 市長は、誓約書に違反した行為が判明した事業者にあつては、以後の居宅住宅改修費等受領委任払いを認めないことができる。

### (受領委任払いの依頼)

第5条 居宅介護住宅改修費等受領委任払いを希望する居宅要介護被保険者等は、住宅改修の工事完成後、代金を支払う前に介護保険居宅住宅改修費受領委任払い依頼書（別記

様式第1号。以下「依頼書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 居宅住宅改修費支給申請書(兼受領委任状)
- (2) 工事費請求書及び工事費内訳書
- (3) 住宅改修の承諾書(住宅所有者が住宅改修を行う居宅要介護被保険者等でない場合に限る。)
- (4) 住宅改修の完成前及び完成後の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により依頼書の提出があった場合において、その内容を審査し、介護保険居宅住宅改修費受領委任払い確認通知(別記様式第2号。以下「確認通知」という。)を当該居宅要介護被保険者等に交付するものとする。

(領収証の提出)

第6条 居宅要介護被保険者等は、前条第2項の確認通知に記載してある本人負担額を改修業者に支払い、領収証を受領し、市長に提出するものとする。

(居宅住宅改修費等の支給)

第7条 市長は、前条の領収書の提出をもって、第5条第1項第1号による居宅住宅改修費支給申請書による申請があったものとし、その内容を審査し、居宅住宅改修費等の支給を決定したときは、居宅要介護被保険者等に通知し、当該改修事業者に対し居宅住宅改修費等を支払うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。